

津島市子ども読書活動推進計画
(第三次)
2016 ~ 2020

津島市教育委員会

目次

第1章 第三次推進計画の策定にあたって	1
1 策定の経緯	
2 計画の位置付け	
3 計画期間	
第2章 第三次推進計画の基本方針	2
1 基本方針	
2 基本目標と方策	
第3章 子どもの読書活動推進のための方策	4
基本目標1 家庭・地域・学校等における取組の推進	
(方策1) すべての家庭における取組の推進	4
《現状と課題》	
《取組の方向》	
①はじめての本との出会いづくり	
②読書活動推進のための家庭教育の向上と読書活動支援	
③子どもの発達段階に応じた優良な図書を紹介	
(方策2) 市内全地域における取組の推進	5
《現状と課題》	
《取組の方向》	
①市立図書館等における各種事業の充実	
②レファレンスサービス等の充実	
③障がいのある子どもを対象にした図書資料等の充実	
④民間ボランティア団体に対する支援・人材育成等	
⑤公民館や児童館等との連携	
(方策3) 学校等における取組の推進	8
《現状と課題》	
《取組の方向》	
①幼稚園や保育園（所）における読み聞かせの充実	
②読書習慣の確立と読書活動支援	
③学校図書室の活用促進	
④家庭や地域との連携による読書活動の推進	
基本目標2 子どもの読書活動推進のための環境整備・充実	
(方策4) 市立図書館の整備・充実	10
《現状と課題》	
《取組の方向》	
①図書資料や貸出体制の充実等	

②市立図書館の施設整備・情報サービスの充実	
③他の公共図書館との連携	
④障がいのある子どもの読書環境の整備・充実	
(方策5) 学校図書室の整備・充実	13
<<現状と課題>>	
<<取組の方向>>	
①各小中学校間や市立図書館との情報交換等	
②学校図書室の設備及び図書資料等の整備・充実	
③魅力ある学校図書室づくりのための事業実施	
④学校図書室の充実を図るための人的配置等	
(方策6) 子どもの読書活動推進体制の整備・充実	14
<<現状と課題>>	
<<取組の方向>>	
①子どもの読書活動推進のための組織づくり等	
②民間団体や関係機関との協力・連携	
③図書館司書の適切な配置等	
基本目標3 普及啓発活動の推進	
(方策7) 「子ども読書の日」などを中心とした普及啓発の推進	15
<<現状と課題>>	
<<取組の方向>>	
①継続的な周知・啓発活動	
②広報の拡充と情報収集・提供の充実	
③推薦・優良図書資料の普及と啓発活動	
○津島市子ども読書活動推進計画の体系	18
○資料1 「読書についてのアンケート」実施結果	20
○資料2 子どもの読書活動推進に関する法律	28

第1章 第三次推進計画の策定にあたって

1 策定の経緯

国では、国全体で子どもの読書活動を推進・支援していくため、平成13年12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」を公布・施行し、「すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。」というこの法律の基本理念に基づき、平成14年8月に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（以下、「基本計画」という。）を策定しました。

その後、子どもの読書活動を取り巻く状況変化などを踏まえ、平成20年3月に第二次、平成25年5月には第三次の基本計画を策定しました。

愛知県においても、平成16年3月に「愛知県子ども読書活動推進計画」を策定し、国の基本計画やアンケート結果などにより明らかになった課題に対応するため、平成21年9月に第二次、平成26年3月には第三次計画を策定しました。

津島市では、子どもの読書活動の推進に関する基本理念を念頭に置き、国の基本計画や県の計画等を踏まえた上で、平成18年3月に「津島市子ども読書活動推進計画」を、平成23年8月には第二次計画を策定して取組を進めてきました。

このたび、第二次計画策定から計画期間の5年を経過し、これまでの取組状況や今後の課題を検証し、津島市のすべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、子どもの読書活動施策をさらに発展・充実させていくための方向性や具体的取組を示すものとして「津島市子ども読書活動推進計画（第三次）」を策定するものです。

2 計画の位置付け

本計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」第9条第2項の規定に基づき策定するもので、「第4次津島市総合計画」で掲げる重点戦略の一つ「豊かな心と文化を育むまち」の施策として位置付けられるものです。

3 計画期間

平成28年度から平成32年度までの5年間

第2章 第三次推進計画の基本方針

1 基本方針

国は、第三次基本計画で「子どもの読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものとし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないもの」と述べています。

乳幼児期の読書（読み聞かせ）は、保護者や家族などの読み手と子どもが1冊の絵本を楽しみながらお互いに言葉や心を通わせて、豊かな感情や人間同士の信頼関係を培うためにとっても重要です。

また、学齢期などの読書活動は、豊かな語学力や知識などを得るだけでなく、自ら考え、自ら行動し、主体的に社会に関わっていく上で、読書活動を通じた知識や情報を収集・活用して自発的に学ぼうとする習慣を身につけていくために大きな役割を担っています。

しかし、現在の子どもの読書活動を取り巻く状況は、携帯電話やインターネットなどの様々な情報メディアの発達・普及や子どもの生活環境の変化、さらには、幼児期からの読書習慣の未形成などにより、子どもの「読書離れ」、「活字離れ」が指摘されています。

このような状況の中、子どもが心豊かに生きるための本との出会いと読書習慣を定着させるための環境を整えるためには、家庭、学校、地域、行政などがそれぞれの役割を果たし、社会全体で取り組まなければなりません。

津島市においても、これまでの取組や課題を踏まえ、今後もすべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、関係機関や関係団体と連携・協力して子どもの読書活動を一層推進していくための3つの基本目標と7つの方策を定め、積極的な取組を展開していきます。

2 基本目標と方策

基本方針に基づき、本計画の基本目標と方策を次のとおりとします。

基本目標1 家庭・地域・学校等における取組の推進

市内のすべての子どもが自主的、積極的に読書を楽しむことができるよう、家庭・地域・学校等と連携し、社会全体で読書活動を推進します。

(方策1) すべての家庭における取組の推進

(方策2) 市内全地域における取組の推進

(方策3) 学校等における取組の推進

基本目標2 子どもの読書活動推進のための環境整備・充実

子どもが読書に親しむことができるよう関係機関や関係団体と連携・協力して読書活動推進のための環境整備・充実を進めます。

(方策4) 市立図書館の整備・充実

(方策5) 学校図書室の整備・充実

(方策6) 子どもの読書活動推進体制の整備・充実

基本目標3 普及啓発活動の推進

子どもの自主的な読書活動を推進させ、社会全体がその取組に理解と関心を高めるよう普及・啓発や情報提供を進めます。

(方策7) 「子ども読書の日」などを中心とした普及啓発の推進

第3章 子どもの読書活動推進のための方策

基本目標1 家庭・地域・学校等における取組の推進

(方策1) すべての家庭における取組の推進

〈現状と課題〉

子どもの自主的な読書活動を形成するには、子どもが生活習慣を身に付ける上で基礎となり最も重要な場である家庭において、乳幼児期から自然に本と親しむ機会が提供されることが大切です。

特に就学前の時期には、読み聞かせや家族と一緒に読書を行うことが家庭内の温かい人間関係を育み、子どもの精神的な安定感や親子の信頼関係を深めるとともに、本や読書に親しみを感じ、子どもが自然に読書を好きになっていく原動力となります。

しかし、年齢が上がるにつれてゲーム機やインターネット、スマートフォン等の普及による生活スタイルの変化で読書への興味や関心が薄れたり、学習塾通いや部活動などによってゆっくりと読書に親しむ時間や余裕が失われるなど、読書活動から遠ざかってしまう傾向にあるのが現状です。

また、家庭環境においても、読書離れした子育て世代や共働き夫婦の増加に伴い、本と出会う機会が減少していることも懸念されています。

こうした状況の中、子どもが自然に本に興味や親しみを持ち、読書の喜びや楽しみを実感するためには、親子が一緒になってコミュニケーションを図りながら日常的に読書を楽しんだり、子どもの生活全体を見直して、充実した読書活動ができるよう導いて支援していくことが大切です。

このように、一番身近な存在である保護者や家庭の大人が子どもの読書活動の意義を理解し、子どもの読書に対する興味や関心を引き出すように働きかけ、読書を習慣づけることが求められます。

〈取組の方向〉

① はじめての本との出会いづくり

市では、総合保健福祉センターで実施される4か月児健康診査の機会に、保護者へ乳児への読み聞かせの大切さなどを説明しながら、絵本の配布と読み聞かせボランティア団体（以下、「ボランティア団体」という。）による読み聞かせを協働で行っています。

今後も、親子がふれあいを深めて愛着形成を育みつつ、子どもの本や読書への興味を高めて将来の充実した読書習慣につなげていけるよう、ボランティア団体等との連携を図りながら、多様な機会を通じて読み聞かせの効果や方法を保護者に伝えていきます。



「津島市子育てガイドブック」（平成27年度版）にて読み聞かせの効果や読み聞かせ事業について周知するページ

②読書活動推進のための家庭教育の向上と読書活動支援

家庭において読書を日常的なものとして捉え、子どもが自然に読書に親しむための環境や家族が楽しく読書をする環境づくりが重要です。

家庭教育に関する様々な学習機会を活用し、保護者へ読み聞かせの重要性などの読書活動の理解促進を図り、各家庭で本に親しむことができる環境となるよう働きかけます。

③子どもの発達段階に応じた優良な図書の紹介

家庭での読み聞かせや読書活動の参考となるように、市立図書館で毎年作成している学年別おすすめ本リストを始め、広報紙や市立図書館発行の情報紙などの内容の充実と設置場所の増設を図り、今後も子どもの発達段階や年齢に合わせた絵本や推薦図書などの紹介を行っていきます。



市立図書館より毎月発行されている情報紙「ほけっと」（子ども版）

（方策2）市内全地域における取組の推進

＜現状と課題＞

子どもが日常生活を過ごす中で、家庭や学校以外に本との出会いや読書の楽しみを知る場として「地域」があります。

この地域の中には、市立図書館を始め公民館や児童館等の施設があり、各施設において子どもが読書に親しむ取組が実施されています。

特に、本との出会いや読書の楽しみを知る場の代表となる市立図書館では、乳幼児から児童向けの読書活動関連事業として、年間を通じてほぼ毎週行われる読み聞かせ事業を始めとし、七夕会やクリスマス会等の季節ごとの行事、

県内外より集まった読み聞かせグループとの交流・発表会を毎年開催するなど、様々な事業を展開しています。

このほかにも、子どもだけに留まらず保護者や家族にも読書活動への理解や図書館の魅力を発信するため、小学生の「1日図書館員体験」や中学生の「職場体験」、家族で楽しめるコンサートや展示コーナーでの企画展示を催して好評を得ています。

しかしながら、平成27年6月に市内の小中学生（サンプリング調査として、市内全8小学校の3及び6年生から選出した各1クラス、市内全4中学校の2年生から選出した2クラス）を対象として行った「読書についてのアンケート」（以下、「平成27年アンケート」という。）の結果では、市立図書館（分室を含む。）の利用及び利用回数は、施設までの距離的な問題などの様々な事情により決して高いものではありませんでした。（P20アンケート実施結果参照）

そのため、子どもの日常に密接に関わる「地域」として、市立図書館や公民館等の各施設、ボランティア団体、行政機関が主体となって、市民との協働・連携を図りながら、子どもが利用しやすいサービスの提供などの対策を一体となって推進させていくことが必要です。

《取組の方向》

①市立図書館等における各種事業の充実

図書館職員による「おはなし会」やボランティア団体と協働して実施している「小さい子のためのおはなし会・おはなしにここ」などを始めとした各種の読み聞かせ等の事業について、一層の充実を図るよう企画・立案して実施します。

また、平成27年アンケートでは、小学生の図書館行事への参加経験は4人に1人程度であったため、幅広い年齢・学年が参加できる企画考案、広報活動の強化に努め、子どもが読書を楽しみ本と触れあうための取組や対策を各施設と関係団体等の協力を得て検討・実施するよう努めます。

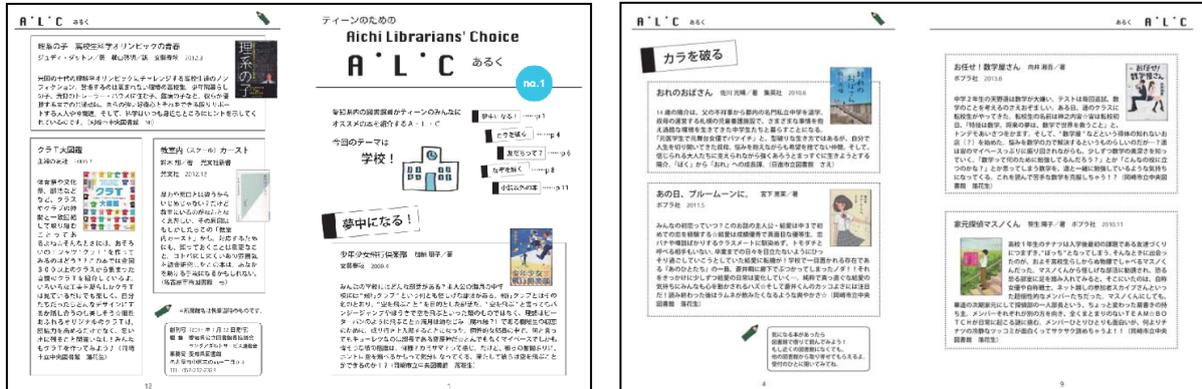


図書館司書、ボランティアによる読み聞かせの様子

②レファレンスサービス等の充実

市立図書館では、利用者からの調べものや探しもののお手伝いをする「レファレンスサービス」について周知に努め、専門知識や蔵書把握を活かした相談サービスの提供に積極的に対応していきます。

また、図書館利用の少ない10代を中心としたヤングアダルト層に対しては、レファレンスサービスに加えて愛知県公立図書館長協議会ヤングアダルトサービス連絡会の情報などを活用した推薦図書のご案内をするなど、学習支援や情報提供サービスに努め、読書活動や図書館の利用拡大につなげていきます。



愛知県公立図書館長協議会ヤングアダルトサービス連絡会編集
推薦図書紹介冊子「A・L・C」(アルク)

③障がいのある子どもを対象にした図書資料等の充実

障がいのある子どもが楽しむことのできる点字図書資料等の整備に努めて利用促進を図るとともに、点訳ボランティアなどと協力・連携して障がいのある子どもの読書活動を支援していきます。

④民間ボランティア団体に対する支援・人材育成等

読み聞かせなどの充実した子どもの読書活動事業を充実・継続させていくためには地域のボランティアの活躍が不可欠です。

今後、市立図書館が遠くて利用できないなどの読書環境の地域格差を改善するため、地域で読み聞かせ事業や読書活動を楽しめる場を提供できるようボランティアの養成や市内全域(小学校区)でボランティアの組織づくりを進め、さらに、その団体が経験や技術を活かしながら意欲的に活動できる機会を提供していきます。

また、ボランティア同士の情報交換の場となる連絡会などを支援しつつ、「子どもゆめ基金」等の読書会や読み聞かせ会などの子どもの読書活動の振興を図る活動を支援する助成制度や県などが開催するセミナーや講演会等の情報を提供することで、幅広い活動支援と一層の知識・技術の向上が図られるよう努めます。

⑤公民館や児童館等との連携

地域住民の教育、文化芸術の活動拠点である公民館や児童の健全な育成を図るための活動拠点である中央児童館などは、身近で気軽に本と触れ合うことができる重要な施設です。子どもの読書に親しむ機会やボランティアの活動の場をより多く提供するため、各施設やボランティア団体、市立図書館などとのネットワークを強化します。

また、市内全8小学校で実施されている「放課後子ども教室」への団体貸出を継続実施し、各校の指導員等の意見を取り入れた図書選定を行うなど、今後も連携して制度充実を進めます。

(方策3) 学校等における取組の推進

《現状と課題》

子どもの読書習慣の形成や市立図書館の利用促進には、身近な存在である学校等において子どもが読書を楽しんでいると思われ、意欲的に読書を楽しめるようにすることが重要です。

幼稚園・保育園（所）では、人格形成の基礎を培う乳幼児期によい本と出会うことは豊かな感性を育て、読書に対する興味・関心へ導くものであるため、日常的に読み聞かせの時間を設けたり、子どもが手に取りやすい身近な場所に絵本を配置するなどの取組を行っています。

また、小中学校においては、読書活動の定着や読書の幅を広げるために「読書タイム」や「校内読書週間」、ボランティア団体等による「読み聞かせ」などの様々な取組を継続的に実施しており、平成27年アンケートでは小学生で約75%、中学生で約63%が「読書は好き」と回答し、そのうち5割以上が「面白い本を読んで好きになった」ことを理由として挙げるなど、各種取組による働きかけが読書の楽しさの実感へと結びついた成果といえます。これらの取組は、「読書は必要なもの」と考える子どもを増やし、また、自発的で豊かな読書活動の基盤となることで市立図書館の利用促進にもつながるものと考えられます。

一方で、「最近本を読んでいない・ほとんど読んでいない」と回答した児童・生徒のうち、「読みたい本がない」ことが理由の3割を超えていることや、授業以外で学校図書室を利用すると回答した中学生が2割を下回るなど、魅力ある本と出会うための様々な機会づくりや学校図書室の利活用促進についての課題も残されています。

各学校の蔵書内容や図書室スペースの問題などの実情を勘案しながら、これらの課題を解消していく取組を進めるためには、各学校だけでなく地域全体での連携・支援が重要となり、中でも専門知識や豊富な蔵書を持つ市立図書館の役割は大きいと見られ、学校図書室や学級文庫への貸出サービス、必要に応じて学校図書室の運営・整備や選書に関わる指導や助言を行うなどの一層の充実が望まれます。

また、幼稚園、保育園（所）においても、よりたくさんの絵本等に出会えるように市立図書館やボランティア団体等との連携強化や子どもの読書に対する興味が膨らむよう工夫を凝らした読み聞かせの継続、保護者などへの読み聞かせの意義の普及・啓発など、幅広い読書活動環境の整備が引き続き求められています。

《取組の方向》

①幼稚園や保育園（所）における読み聞かせの充実

幼稚園教諭や保育士が中心となり、ボランティア団体などの協力を得ながら、子どもたちが絵本や紙芝居を見たり聞いたりすることが日常的に味わえ、本や読み聞かせに対する興味・関心を高めていけるような工夫や体制を今後も充実させます。また同時に、チラシなどにより読み聞かせの必

要性や重要性、おすすめ絵本の紹介などを定期的に保護者などへ情報提供していきます。

②読書習慣の確立と読書活動支援

小中学校においては、基礎的・基本的な知識や技術を習得し、言語活動の充実を図るための能力育成にも重要な活動となる「朝の10分間読書」（読書タイム）などを全小中学校に推奨して読書活動の習慣化を推進したり、確実な読書時間の確保や安定した質の高い読書基盤の確立、同時に図書貸出に伴う学校図書室の利活用を図ります。

また、「図書だより」などの情報紙を児童・生徒自身が意見やアイデアを出し合いながら編集・発行することも自主的な読書活動の一部と捉え、積極的な導入を進めるのと同時に、その活動によって意欲的に読書活動を行える子どもの育成や活発な学習活動に結びつけるため、先進的な取組や活動、実績ある推奨事例などの情報を入手・活用して支援や指導を行っていきます。

③学校図書室の活用促進

学習指導要領では、「学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童（生徒）の主体的、意欲的な学習活動や読書活動を充実すること。」との方針が示されており、各教科や特別活動、総合的な学習時間などにおいて効果的・計画的に学校図書室の利活用を進め、幅広く活動支援を行う「学習・情報センター」としての機能を高めていくよう努めます。

学校図書室が「学習・情報センター」としての機能を高めながら持続していくためには、利活用を進める以外にも、あまり学校図書室に足を運ばない子どもにも多様な興味・関心を与えるための図書資料整備などが有効な手立てとなるため、普及の進む電子書籍等について、今後の読書環境への影響に留意しながら利点をうまく活用して、子どもの関心の深い事柄や話題の出来事、当地域の歴史や伝統文化に触れるものなどの身近で親しみやすい図書資料を積極的に取り入れて学校図書室利用の活性化に努めます。

なお、それらの図書資料については、市立図書館との連携による団体貸出制度を有効活用するなどして、子どもたちに「実際にページをめくり楽しむ本の面白さ」や「知の拠点」としての市立図書館の存在への理解も同時に深めつつ、互いの利用促進を図ります。

また、すべての子どもたちにとって学校図書室は特別な場所ではなく、「いつもの学校図書室」、リラックスできる「心の居場所」となるよう、充実してくつろいだ時間を過ごすための備品の整備や配置の工夫、柔軟に利用方法や利用規則を緩和するなどの配慮も行い、身近で魅力的な学校図書室づくりに努めます。

④家庭や地域との連携による読書活動の推進

学校からの「おすすめ本」やPTA 役員の保護者等から募った「保護者がすすめたい本」などを学校通信や学年通信、各校ホームページを利用して紹介し、家庭での読書活動を充実させていくよう促していきます。

また、図書の修理や整理、季節やテーマに合わせた本の展示、清潔で明るい学校図書室づくりなどが、PTA 図書係やボランティアなどの理解を得ながら地域全体で協働して取り組んでいけるよう機運の醸成に努めます。

基本目標 2 子どもの読書活動推進のための環境整備・充実

(方策 4) 市立図書館の整備・充実

《現状と課題》

子どもの読書活動を推進するためには、子どもたちの日頃の生活習慣や生活環境、生活実態を把握して取組を進めることが必要です。

市立図書館では、新入学の市内全小学 1 年生を対象に図書館の利用方法などを紹介するチラシ「としょかんへいこう！」と図書資料を借りる際に必要となる「利用カード」の作成を促す案内を学校と連携して配布したり、児童図書コーナーの整備・充実にはこれまでも積極的に取り組んでおり、生涯学習センター分室（旧神守公民館分室）・神島田公民館分室の 2 箇所の分室とともに子どもの読書活動の中核的な役割を担ってきました。

しかし、市立図書館の中核となる本館は市域西部に位置していることや児童・生徒の日頃の生活範囲などから、平成 27 年アンケートでは分館を含めた市立図書館が「どこにあるかわからない」、「遠いから利用しない」という回答も見られました。

このような地理的事実などにより、市立図書館が利用しづらい環境にある子どもに対しても、身近な場所で充実した読書活動が行うことのできる体制づくりを家庭や地域などの協力・理解のもと進めていくことが重要な課題といえます。

そのために、各種事業やサービスなどを充実させていくことを始めとし、公民館などの地域の施設、ボランティア団体や各学校との間で読書活動推進に向けた協働・協力体制を確立していくことが必要となります。

また、子どもの読書活動や図書館利用を低下させる要因の一つとして携帯電話や携帯情報端末などの普及が上げられます。平成 27 年 3 月発表の内閣府調査では、小学生 36.6%、中学生 51.9%、高校生 97.2%の子どもたちが携帯電話を保有しており、電話としての用途だけでなく、それらの端末を使って調べものをするなど、主要な情報源としても身近な存在であり、日常において必要不可欠なものとなりつつある実態があります。

平成 27 年アンケートでも「スマホ（スマートフォン）で読む」、「携帯（電話）小説を読む」との回答もあり、携帯電話などの端末利用の広がりや読書スタイルの多様化を表すものでした。

このような携帯電話や電子書籍などの普及は、紙媒体の本離れの助長や図書館利用者の減少を招いている要因の一つとされていますが、電子・情報化社会の現在では、それらを活用しつつ共存していくことが必要であると考えます。

同時に、図書館に向いて数多く並ぶ中から好きな本を自由に手に取り、ページをめくり本と出会い・楽しみ・喜ぶという読書活動も重要な体験・経験であることや図書館とは単に本を借りたり、資料収集や保存をするだけの場所ではなく、本を通じて様々な人と出会う交流の場としても地域の重要な拠点であることを子どもたちに知ってもらう必要があります。

としょかんへいこう!

開館時間
午前9時～午後6時
(7月は月曜から午前9時～午後7時)

おやすみ
毎年夏休み、特別開館期間(1月)、
年末年始

分室
神守と神倉町の公民館に分室があります。
この図書室で借りてお返ししても大丈夫です。

神倉町公民館図書室
開館時間 午前9時～午後6時(正午～午後1時は閉鎖あり)
おやすみ 市立図書館の休館日 及び 公民館の休館日(水曜日・祝日など)
でんわ 0567-25-8913

神倉町公民館図書室
開館時間 午前9時～午後6時
おやすみ 市立図書館の休館日 及び 祝日
でんわ 0567-32-1501

〒436-0354 津島市志和町1-1
TEL 0567-25-2145
FAX 0567-25-2294

図書館で遊ぼう!
おんがく・図書室

利用カードを作ろう!
本を借りたり、図鑑でDVDやCDを借りる
ときは、利用カードが必要です。
まだ作っていない方は、お母さんや先生と
りましょ。住所などを確認するものが必要で
るので、家族の方と一緒に作ってね。

こんなこともしているよ!
◎本の相談
どんな本を読んだらいいの?本の選び方がわからない?
こんなときは、図書館の方が相談してくれます。
カウンターで聞いてね。
◎おはなし会(児童書の読み聞かせの会)
第1土曜日 午後2時 ワクワクお楽しみおはなし会
第2・4土曜日 午後2時 おはなし会とおりがみ作
第1・3木曜日 午後10時30分
小さい子供の読書の会「おはなしこここ」

◎絵巻と絵巻
8・3月にアニメ作品の上映を予定しています。

としょかんでもらえるよ!
◎月有「はつぱん」
図書室での図書のおしらせや楽しい本の
紹介など、楽しい情報がいっぱいあります。カ
ウンターでもらえます。
◎お母さんやお父さんへのお手紙
お母さんやお父さんに読んでほしい本がの
っています。ぜひ読んでね。

利用カードを作ろう!
◎本の相談
どんな本を読んだらいいの?本の選び方がわからない?
こんなときは、図書館の方が相談してくれます。
カウンターで聞いてね。
◎おはなし会(児童書の読み聞かせの会)
第1土曜日 午後2時 ワクワクお楽しみおはなし会
第2・4土曜日 午後2時 おはなし会とおりがみ作
第1・3木曜日 午後10時30分
小さい子供の読書の会「おはなしこここ」

◎絵巻と絵巻
8・3月にアニメ作品の上映を予定しています。

としょかんでもらえるよ!
◎月有「はつぱん」
図書室での図書のおしらせや楽しい本の
紹介など、楽しい情報がいっぱいあります。カ
ウンターでもらえます。
◎お母さんやお父さんへのお手紙
お母さんやお父さんに読んでほしい本がの
っています。ぜひ読んでね。

新入学した小学1年生に配布している
図書館利用案内チラシ「としょかんへいこう!」

《取組の方向》

①図書資料や貸出体制の充実等

乳幼児から児童、青少年向けの図書については、各年代別や分類、利用者の要望に配慮して幅広く充実した選書を継続し、同時に、この地方の子どもに関する郷土資料や歴史資料を積極的に収集・保存を行うなど、子どもが読書や図書館に親しみ、学習意欲のきっかけとなるような市立図書館ならではの特色ある資料の充実を図ります。

これまで実施してきた2箇所の分室への図書資料の定期的な入れ替えを始め、学校図書室や放課後子ども教室への団体貸出や、今後は「図書館が遠いため利用できない」などの距離的な課題にも対応するため、必要に応じて中央児童館や公民館等の地域施設への貸出・配本サービスを実施し、より身近に多くの場所で子どもが本に触れる機会がもてるよう、関係機関等と協力して体制・環境づくりを進めます。同時に、子どもの読書活動を支えるボランティア団体の活動を支援するため、ボランティア団体と施設の双方の理解・協力を得ながら、公共施設の優先利用への配慮などの整備に努めます。

(資料)

○市立図書館 類別児童蔵書数の推移 (単位:冊)

	図書全体	児童書				合計
		児童書	絵本	紙芝居	その他	
平成22年	261,248	42,630	25,499	2,056	2,060	72,245
平成26年	289,218	45,946	28,332	2,220	2,076	78,574

○市立図書館 年齢別貸出状況の推移 (単位:冊)

	全体	0~6歳	7~12歳	13~15歳	16~18歳	合計
		平成22年	487,265	43,470	80,841	
平成26年	415,506	33,163	58,107	7,290	4,792	103,352

(平成22年度及び平成26年度図書館年報より)



市立図書館内のヤングアダルトコーナー

②市立図書館の施設整備・情報サービスの充実

子どもや保護者が親しみやすい雰囲気を利用して使いやすい設備を提供するよう、掲示物や利用案内、書架・備品配置、年代別コーナーづくりなどを継続して整備をしていきます。

また、蔵書検索機の充実や利用者検索用パソコンの導入を図るとともに、市立図書館ホームページでは子ども向けページを開設したり、家庭や地域で読書活動の参考となるような情報提供や電子メールでの新書情報配信サービスを継続するなど、多様な利用者ニーズを捉えながら情報化に対応したサービスの充実に努めます。

③他の公立図書館との連携

子どもの学習・読書習慣を充実させるため、県立図書館を始めとする他の県内公立図書館等とのネットワークを活用した図書相互貸借（愛知県内横断検索システム）の一層の利用促進を図られるよう市立図書館ホームページ等にて周知するほか、「愛知県公立図書館長協議会」、「尾張部公共図書館連絡協議会」などを通じて、子ども読書活動推進についての情報収集・情報交換を活発に行い、連携や取組を進めていきます。



愛知県図書館ホームページ
愛知県内横断検索「愛蔵くん」

④障がいのある子どもの読書環境の整備・充実

障がいのある子どもが読書に親しみ楽しめるよう、障がいの状況に対応した選書や視聴覚機器等の整備に努め、点訳ボランティア団体との協働で点字資料作成を行うなど、地域や関係団体と連携・協力して幅広く支援をしていきます。

また、障がいのある子どもが利用しやすい環境とするための施設整備に努めます。

(方策5) 学校図書室の整備・充実

《現状と課題》

学校図書室は、子どもたちが読書の楽しさに触れ、豊かな心を育む「読書センター」、調べ学習などの子どもたちが自発的・主体的な学習活動を幅広く支援する「学習・情報センター」であり、自由な読書の場である「心の居場所」として機能することが求められます。

それらの機能の基となる学校図書室の整備については、一部の学校において電算化の遅れや蔵書数のばらつきがあるなど、統一した一定の環境が整っていない状況にあります。

特に電算化整備は、単に貸出・返却事務を円滑に行うだけでなく、効率的で適切な蔵書管理や配架作業などの学校図書室の管理・運営には重要であり、加えて、子どもが自らの手により快適な蔵書検索を行うためにも早急な整備が求められています。

同時に、学校図書館図書標準に基づいた蔵書数の確保、子どもたちにとって魅力的で良質な図書資料整備のための計画的な図書更新（新規購入と廃棄）などにより機能を高め、利用の活性化を図るための環境整備を引き続き行っていく必要があります。

《取組の方向》

①各小中学校間や市立図書館との情報交換等

津島市では、これまでも各小中学校の司書教諭や図書館司書による「学校・公立図書館連絡会」を定期的で開催して、各学校での子どもの読書活動の現状や課題点、市立図書館の取組などについて情報交換・情報共有を行ってきましたが、今後も、より一層の読書活動推進を図るため、各取組の進捗状況や事業実施に伴う成果・効果などについて話し合う場として継続開催をしていきます。

また、議題内容や検討課題により、より多くの意見やアイデアを反映させるため、関係各課などにも出席を依頼するなど柔軟な対応を図ります。

②学校図書室の設備及び図書資料等の整備・充実

子どもの読書活動推進に関する国・県の各計画や津島市第4次総合計画・実施計画に基づき、早期に全小中学校において学校図書室電算化となるよう計画的な整備を進めていき、効率的な蔵書管理や検索作業、各学校や市立図書館との連携が可能となるようネットワークシステムの構築、さらに、子ども自身の手により蔵書検索や資料収集のできるソフトや機器の導入など学校図書室の施設整備に努めます。

図書資料についても、学校図書館図書標準や愛知県学校図書館研究会が作成した「学校図書館実務の手引き」などを参考に、計画的で適切な購入・廃棄を行い、今後も引き続き充実した図書資料の整備を図っていきます。

また、子どもたちにとって学校図書室が、通いなれた居心地のよい空間となるよう書架や読書スペースの配置を工夫したり、ゆったりと読書が楽

しめる読書机や椅子などの備品整備に努めます。

③魅力ある学校図書室づくりのための事業実施

子どもが学校図書室を利用することが楽しいと感じられるような関心の高いテーマのコーナー設置や授業内容に沿った学習支援となる本の紹介、また、場合によってはクイズ大会やゲーム大会を催すなど、多様な方法や行事で学校図書室の利用促進に努めます。

さらに、普段の授業においてもブックトークやビブリオバトル（書評合戦）といった読書の楽しさに気付かせる手法や活動を積極的に取り入れることで読書への関心を高め、学校図書室をあまり利用しない児童・生徒へも読書活動や学校図書室利用の動機づけとなる取組を行うよう努めます。

④学校図書室の充実を図るための人的配置等

現在、司書教諭については学校図書館法に基づいて市内の全小中学校に配置されています。今後は、司書教諭を補助・支援して子どもたちへの読書指導や活動支援を強化し、一層の学校図書室の利用推進を促すため、学校司書（学校図書室補助員）の配置拡充に努めていきます。

また、幼稚園教諭や保育士も含めて、子ども読書活動についての専門的な知識などを身に付けたりスキルアップを図るため、県の開催する「子ども読書活動推進大会」や各研修などについて積極的に参加を促し、資質向上を図ります。

なお、教育活動を通じて子どもの読書活動の充実を図るためには、同時に学校図書室が十分な機能を発揮することが求められることから、司書教諭を中心とした学校司書などが専門的職員として役割を果たすことができるよう教職員全員で共通理解を図り、連携・協力して読書指導を進める体制の確立に努めます。

（方策6）子どもの読書活動推進体制の整備・充実

《現状と課題》

子どもの読書活動推進のためには、読書活動推進に関する図書や情報の共有化、人材の発掘や活用、事業の共同実施など、家庭、地域、学校等を中心とした社会全体が相互に連携・協力して取組を進め、子どもが読書に親しむ機会を提供できる体制づくりが不可欠です。

これまで継続して、司書教諭などの学校図書室担当者、図書館司書、教育委員会の職員による「学校・公立図書館連絡会」を行っておりますが、ボランティア団体などの関係団体との連携は不十分であったため、子どもの読書活動を取り巻く幅広い団体等からの意見を聞き、効果的な連携や実行的な対策を展開させていくための対応が必要です。

《取組の方向》

①子どもの読書活動推進のための組織づくり等

市（教育委員会）が中心となり、子どもの読書活動に関わる団体間で情報の共有化や幅広い意見交換でき、豊かな子どもの読書活動施策の土台と

なるような体制を構築して連携を強化していくよう努めます。

また、必要に応じて意見交換や各活動の進捗状況確認、合同での研修などを行うことで市全体での取組を成長・発展させていく会合の場を設けるなど、施策の効果的な展開が図られるよう努めます。

②民間団体や関係機関との協力・連携

子どもの読書活動に関わりの深い子育てサークルなどの民間団体や放課後児童クラブ、放課後子ども教室の指導員などの人的資源を活かした取組を進めるため、読書活動の必要性や推進に理解・協力を得つつ、関係各所へ必要な情報の提供や事業参加の呼びかけを積極的に行い、地域の読書活動向上や人材育成などを進めていきます。

③図書館司書の適切な配置等

専門的知識や技術を習得し、適切な助言や指導のできる図書館司書は、子どもの読書活動推進において中心的な役割を担います。

平成19年4月より、市立図書館の管理運営は指定管理者により行われておりますが、子育てや児童書に関して豊富な経験と知識を有する担当職員を常時5名配置し、これまでも年間を通して読み聞かせや工作を中心とした各種事業、子どもの発育段階に応じた時系列の配架や迅速・的確なレファレンスサービスなど、利用者ニーズを的確に捉えて利用者目線に立ったサービスの提供に努めていますが、一層の質の高い安定したサービスを提供するため、今後も能力・技術の向上のための積極的な研修参加や適切な人員を配置します。



市立図書館での季節にちなんだ絵本紹介や行事の告知

基本目標3 普及啓発活動の推進

(方策7) 「子ども読書の日」などを中心とした普及啓発の推進

《現状と課題》

子どもの読書活動や家庭読書を推進するためには、社会全体での取組が必要であるとの認識や関心を広め、機運を高めていくことが重要です。

市立図書館では、子どもが自ら積極的に読書活動を行っていくために、「子ども読書の日」（4月23日）や「読書週間」（10月27日～11月9日）を中心に、おはなし会などの読み聞かせ行事、絵本や推薦図書の展示・紹介などの啓発事業を毎年行っていますが、今後も各家庭を中心とした

地域社会全体が「地域で子育てをしていく上での課題の1つ」として子どもの読書活動推進を捉え、読書や読み聞かせの意義、子どもの読書活動に関する理解や関心の普及を図る必要があります。

さらに、充実した読書活動が必要な時期ではあるものの、読書時間や図書館利用が減少傾向となる小学校高学年以上（ヤングアダルト層）へは、推薦図書の情報や行事案内だけでなく、読書の必要性や重要性も同時に伝えていくよう市立図書館や学校などと協働で効果的な周知・啓発活動を進めることが必要です。

《取組の方向》

①継続的な周知・啓発活動

「子ども読書の日」や「読書週間」、文字・活字文化振興法により定められた「文字・活字文化の日」（10月27日）などの機会に、子どもの読書活動に関する理解や関心の普及を図る周知・啓発活動を関係団体などと協働して行います。

同時に、これらの日が設けられた趣旨にふさわしい行事を継続して実施していくことで、家庭や地域で読書活動に親しむ機会を数多く提供していきます。

周知ポスター



「子ども読書の日」
(文部科学省)



「子どもの読書週間」
(公益財団法人 読書推進運動協議会)

②広報の拡充と情報収集・提供の充実

子どもの読書活動に関する先駆的な団体や特徴的な取組などについて、各種研修やセミナー、機関誌、インターネットなどを活用して情報収集し、それら有益な情報を会合や行事などの場を活用して関係団体などへ情報発信・情報提供をしていきます。

毎月、市立図書館より発行されている情報紙「ぼけっと」や各種チラシやリーフレット、ポスターについても設置箇所を増やすなど、子どもの読書活動推進に関係する広報活動の拡充を進めます。

また、子どもたちへも普及・利用拡大している携帯電話や携帯情報端末は効率的、効果的な情報提供手段でもあるため、電子メールでの新書情報配信サービスの登録者増加に向けた周知を図り、同時に多様な情報提供方法の検討を今後も行いつつ環境整備に努めます。

◎ 津島市子ども読書活動推進計画の体系

基本目標 1 家庭・地域・学校における取組の推進

方策	主な取組内容	新規 継続 拡充	主担当部署等
方策1 すべての家庭における取組の推進			
① はじめての本との出会いづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・赤ちゃん絵本リストの充実 ・ボランティアに対する絵本の配布や助言 ・ブックスタート支援や「育児コーナー」の開設 	継続	市立図書館 健康推進課
② 読書活動推進のための家庭教育の向上と読書活動支援	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭教育学級等での読書活動に関する啓発 ・家庭での読書活動に関する支援 	継続	学校教育課 小中学校
③ 子どもの発達段階に応じた優良な図書の紹介	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの発達段階にあわせたブックリストの充実 ・優良図書紹介の広報の充実 	継続	社会教育課 市立図書館
方策2 市内全地域における取組の推進			
① 市立図書館等における各種事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ニーズにあった各種事業の実施と広報活動の充実 ・分館等での各種事業の検討・実施 	拡充	市立図書館
② レファレンスサービス等の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・レファレンスサービスの充実・周知拡大 ・年代別図書や専用コーナーの充実 	拡充	市立図書館
③ 障がいのある子どもを対象にした図書資料等の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある子どもに対応した図書資料等の整備・充実 ・点訳ボランティア等との連携 	継続	市立図書館
④ 民間ボランティア団体に対する支援・人材育成等	<ul style="list-style-type: none"> ・情報交換を行う連絡会等の開催 ・ボランティアの養成 ・ボランティアへの情報提供、活動支援 	継続	市立図書館 社会教育課
⑤ 公民館や児童館等との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施の拡大に向けた団体間の関係強化 ・各施設との連絡調整 ・放課後子ども教室への団体貸出の継続 	拡充	社会教育課 市立図書館 各施設
方策3 学校等における取組の推進			
① 幼稚園や保育園（所）における読み聞かせの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・各種読み聞かせ事業の充実 ・日常的に本に親しめる環境整備 ・保護者などへの情報提供 	継続	学校教育課 子育て支援課
② 読書習慣の確立と読書活動支援	<ul style="list-style-type: none"> ・「読書タイム」等の継続実施 ・情報誌作成などの読書活動への支援 ・読書活動に関連した情報の入手・活用 	継続	小中学校 社会教育課
③ 学校図書室の活用促進	<ul style="list-style-type: none"> ・学校図書室の効果的・計画的な利活用 ・多様な図書資料の整備・充実 ・市立図書館の団体貸出制度の利用促進 ・読書スペースや備品等の整備 	拡充	小中学校 学校教育課 社会教育課
④ 家庭や地域との連携による読書活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・推薦図書等の情報発信 ・家庭での読書活動の推奨 ・地域と協働した学校図書室づくりのための環境整備 	継続	学校教育課 社会教育課 小中学校

基本目標2 子どもの読書活動推進のための環境整備・充実

方策	主な取組内容	新規 継続 拡充	主担当部署等
方策4 市立図書館の整備・充実			
① 図書資料や貸出体制の充実等	<ul style="list-style-type: none"> 各年代や利用者ニーズに配慮した図書資料整備 分室の図書資料の充実 市立図書館の団体貸出制度の拡充 利用についての各施設との調整 	拡充	市立図書館 社会教育課
② 市立図書館の施設整備・情報サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> 親しみやすく、利用しやすい施設整備 ホームページや電子メールなどを活用した情報提供の充実 	拡充	市立図書館 社会教育課
③ 他の公共図書館との連携	<ul style="list-style-type: none"> 県立図書館との相互貸借の周知拡大 他の公立図書館との情報交換と連携強化 	継続	市立図書館
④ 障がいのある子どもの読書環境の整備・充実	<ul style="list-style-type: none"> 障がいの状況に応じた選書や環境整備 視聴覚機器等の充実 点訳ボランティア等との連携、情報交換 	継続	市立図書館 社会教育課
方策5 学校図書室の整備・充実			
① 各小中学校間や市立図書館との情報交換等	<ul style="list-style-type: none"> 学校・公立図書館連絡会の継続開催と柔軟な会議運営 	継続	社会教育課
② 学校図書室の設備及び図書資料等の整備・充実	<ul style="list-style-type: none"> 市総合計画・実施計画に基づく図書資料や電算化整備 計画的で適切な図書資料管理 読書を楽しむための空間づくりと備品整備 	継続	学校教育課 社会教育課 小中学校
③ 魅力ある学校図書室づくりのための事業実施	<ul style="list-style-type: none"> 特集コーナーの企画・実施 読書活動への関心を高める事業実施 	拡充	小中学校 社会教育課
④ 学校図書室の充実を図るための人的配置等	<ul style="list-style-type: none"> 学校司書（学校図書室補助員）の配置拡充 研修等参加による資質向上と人的充実 教員間で連携・協力した読書指導 	拡充	小中学校 学校教育課 社会教育課
方策6 子どもの読書活動推進体制の整備・充実			
① 子どもの読書活動推進のための組織づくり等	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関・団体との連携強化と会合や研修の設定・実施 	拡充	社会教育課 市立図書館
② 民間団体や関係機関との協力・連携	<ul style="list-style-type: none"> 民間団体等への意識啓発と情報提供 民間団体等の人的資源の確保と活用の促進 	拡充	社会教育課 関係各課
③ 図書館司書の適切な配置等	<ul style="list-style-type: none"> 図書館司書の人材確保と育成 知識と技術向上のための研修等の参加 	拡充	市立図書館

基本目標3 普及啓発活動の推進

方策	主な取組内容	新規 継続 拡充	主担当部署等
方策7 「子ども読書の日」などを中心とした普及啓発の推進			
① 継続的な周知・啓発活動	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関等と連携した周知・啓発活動の実施 継続的な事業実施と情報提供 	継続	市立図書館 社会教育課
② 広報の拡充と情報収集・提供の充実	<ul style="list-style-type: none"> 有益な情報の収集と提供 広報活動の拡充 情報提供の拡大のための環境整備 	拡充	社会教育課 市立図書館 関係各課
③ 推薦・優良図書資料の普及と啓発活動	<ul style="list-style-type: none"> 優良図書リストの作成・配布 関係団体等への推薦図書の普及・啓発 	継続	社会教育課 市立図書館 小中学校

「読書についてのアンケート」実施結果

1 調査の目的

当市における子どもの読書活動の現状や市立図書館の利用状況等を把握することにより、子どもの読書活動推進のための基礎資料とし、今後の施策に資するため平成 27 年 6 月に実施した。

2 調査対象

・小学生

市内全 8 小学校の 3 及び 6 年生から選出した各 1 クラス
(回収枚数 494 枚 全小学生の約 14.3%)

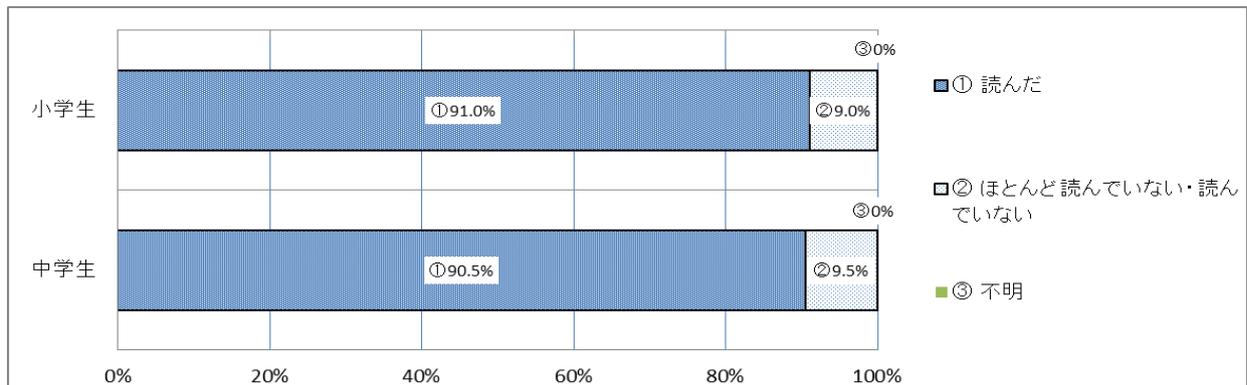
・中学生

市内全 4 中学校の 2 年生から選出した 2 クラス
(回収枚数 273 枚 全中学生の約 13.7%)

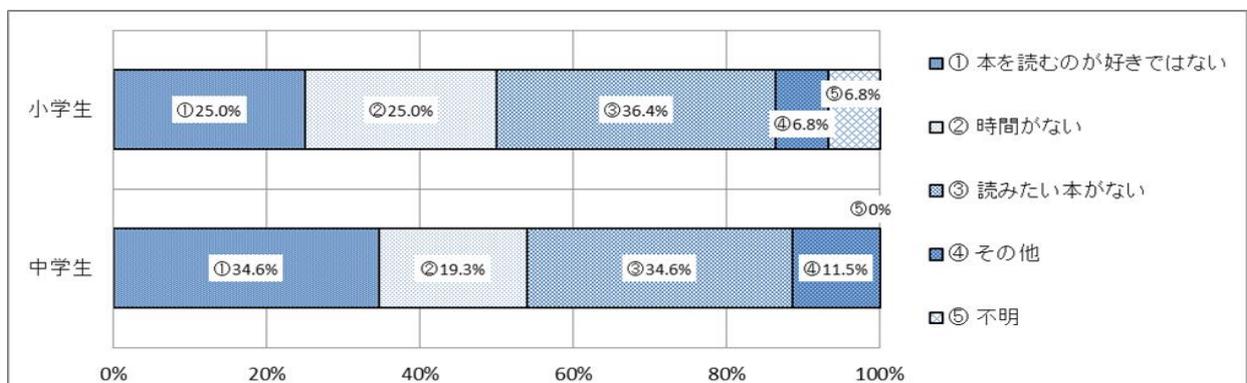
※参考 市内小中学生数 小学生 3,447 人、中学生 1,995 人

3 調査結果

問1 最近（ここ 3 ヶ月くらい）で本を読みましたか？



問2 最近本を読んでいない主な理由は何ですか？



「④その他」の主な回答

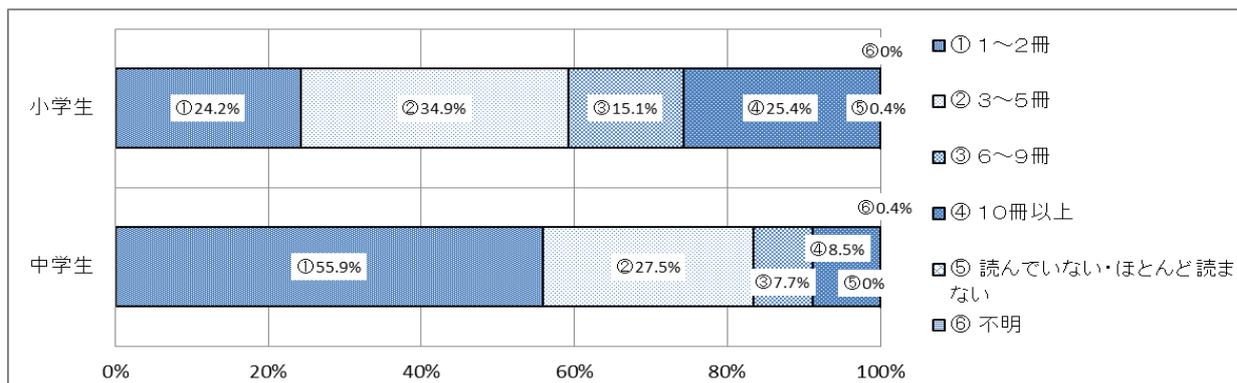
(小学生)

・他の遊びをする ・文字が難しい

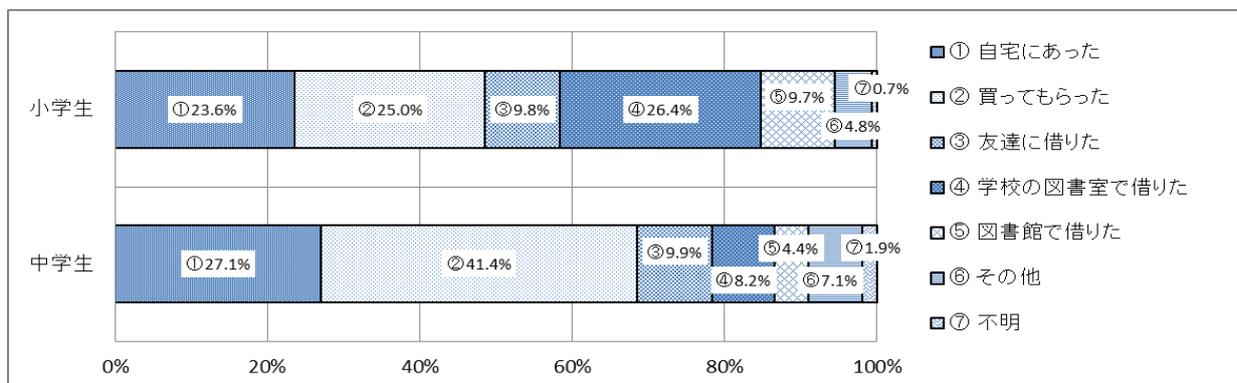
(中学生)

・マンガのほうが好きだから ・本が好きではない ・携帯（電話）のもので済ませてしまう

問3 1ヶ月でどのくらいの本を読みますか？



問4 最近読んだ本はどのようにして入手した本ですか？（いくつでも）



「⑥その他」の主な回答

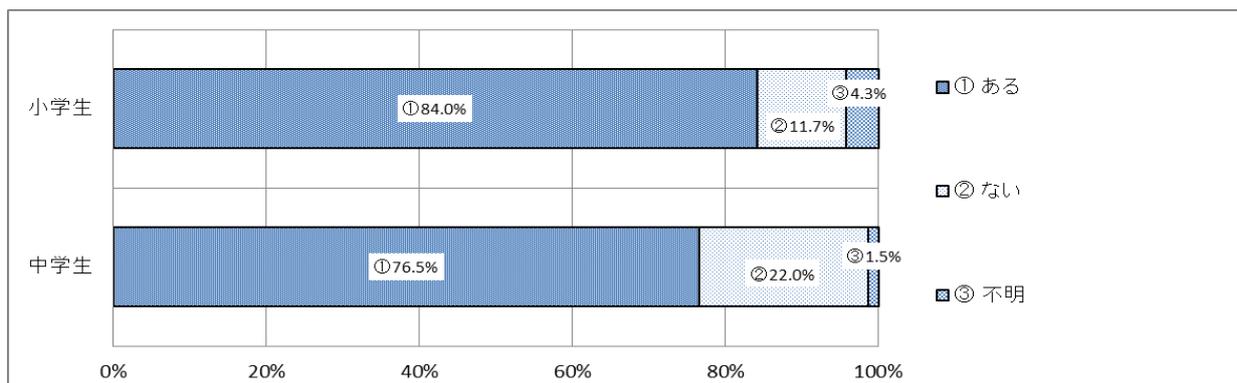
（小学生）

- ・自分で買った ・いとこにもらった ・保育園でもらった ・おばあちゃんにもらった
- ・学級文庫 ・スマホのアプリ

（中学生）

- ・自分で買った ・習い事で借りた ・携帯（電話）で読んだ ・学級文庫

問5 好きな本はありますか？（「①ある」場合、どんな種類の本ですか？「科学」「歴史」「スポーツ」「小説」など）



「①ある」の主な回答（好きな分類）

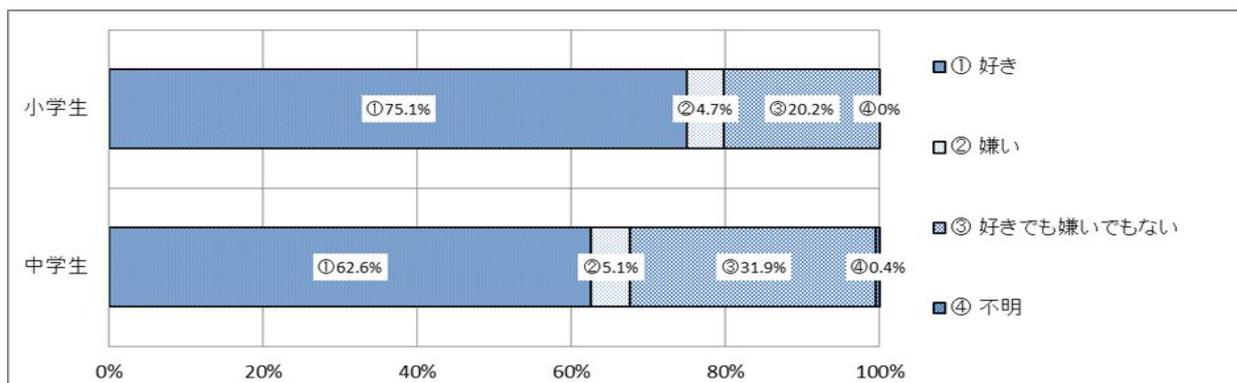
（小学生）

- ・偉人伝 ・科学 ・スポーツ ・サバイバル ・怖い本 ・歴史 ・占い ・昆虫 ・小説
- ・図鑑 ・料理 ・宇宙 ・恋愛 ・推理小説 ・冒険 ・ファンタジー ・動物

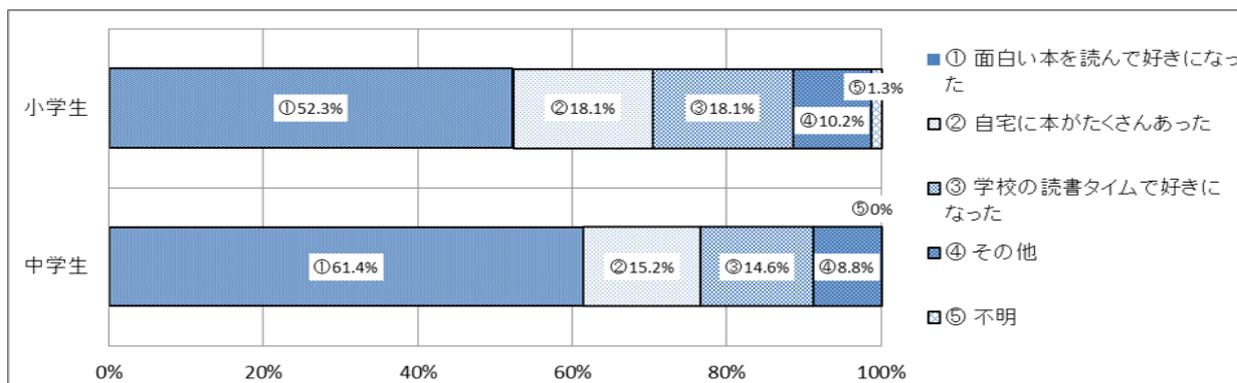
（中学生）

- ・世界史 ・科学 ・歴史 ・恋愛小説 ・携帯小説 ・ライトノベル ・実話 ・ミステリー
- ・映画などで実写化された小説 ・スポーツ ・地理 ・ファンタジー

問6 読書は好きですか？



問7 読書が好きになったきっかけは何ですか？



「④その他」の主な回答

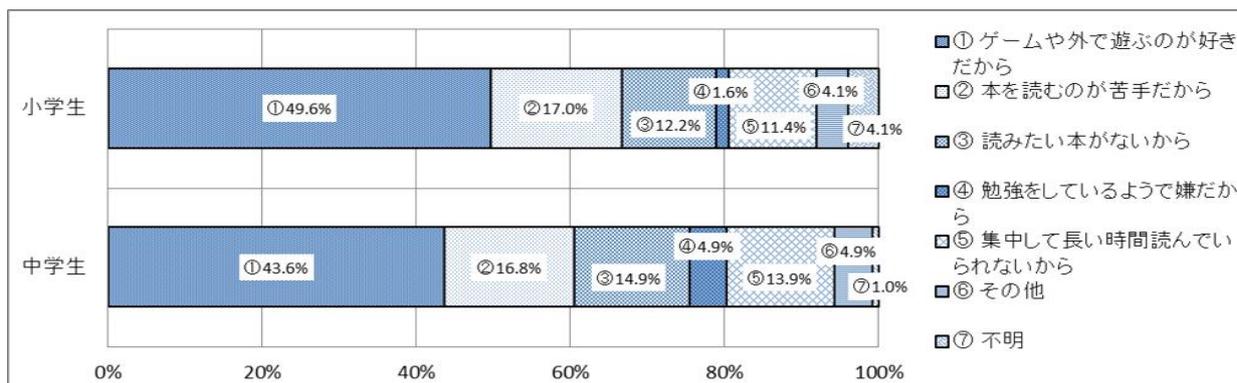
(小学生)

- ・兄が読んでいて興味をもった
- ・絵本の読み聞かせ
- ・すごいと思うことがあった
- ・姉に勧められた
- ・図書館に行くから
- ・知らないことが色々と学ぶことができたから
- ・漢字や言葉を覚えられるから
- ・小説を読んでみたら好きになった
- ・暇つぶしになるから

(中学生)

- ・映画になった小説を読んで面白かったから
- ・解読力が上がるから
- ・文字を読むのが好きだから
- ・ファンタジーの世界が好きだから
- ・親に勧められたから
- ・書店で見つけて面白そうだったから

問8 (問6で②、③と答えた場合のみ) 読書が好きではない主な理由は何ですか？



「⑥その他」の主な回答

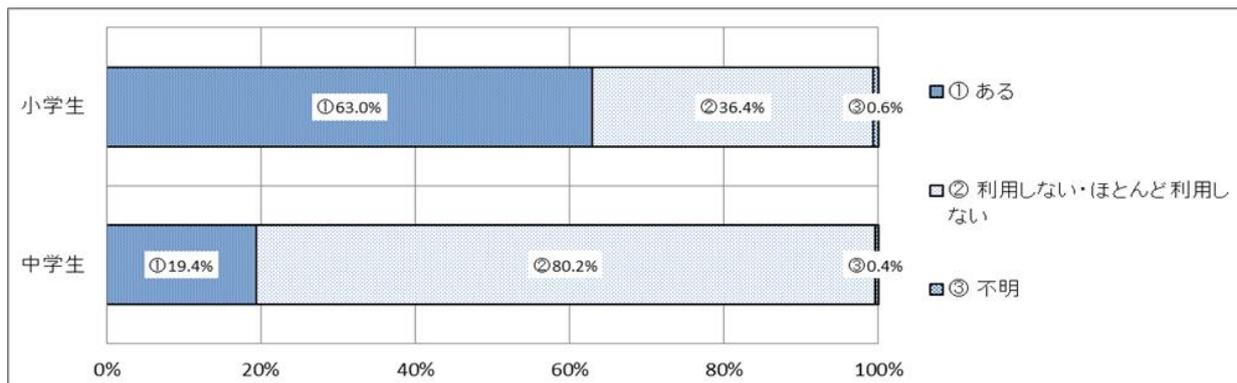
(小学生)

- ・本を読む時間がない
- ・面倒くさい
- ・目が悪くなる

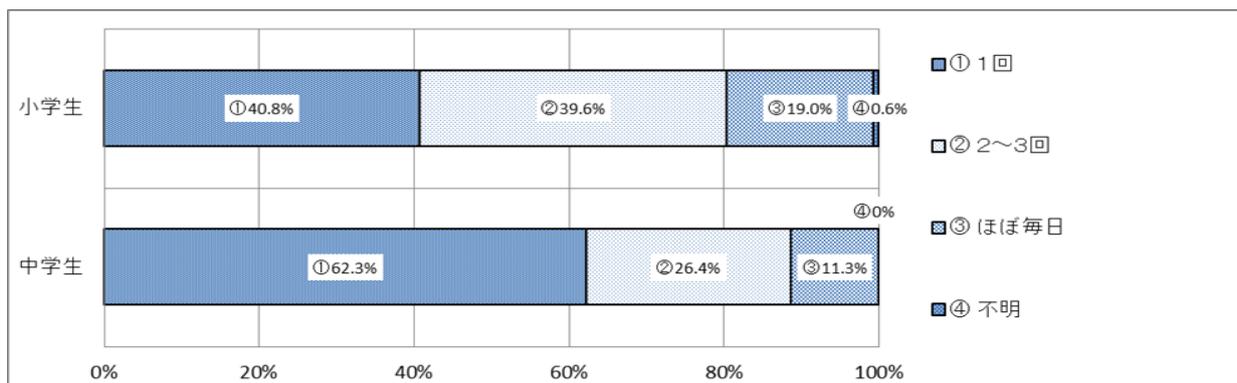
(中学生)

- ・面倒くさい
- ・携帯(電話)のほうが好き
- ・途中で飽きることが多いから
- ・眠くなるから

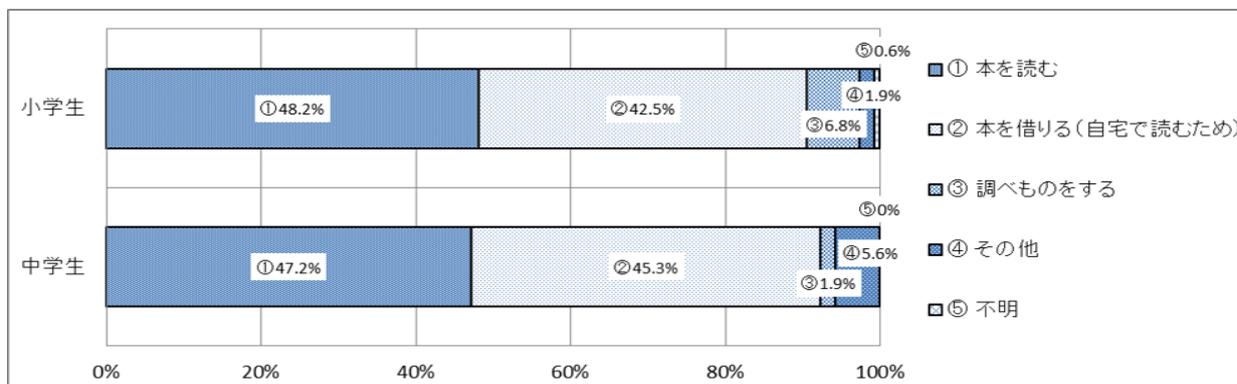
問9 授業以外の休み時間や放課後に学校の図書室を利用することがありますか？



問10 学校の図書室を1週間にどのくらい利用しますか？



問11 学校の図書室を主にどのような目的で利用しますか？



「④その他」の主な回答

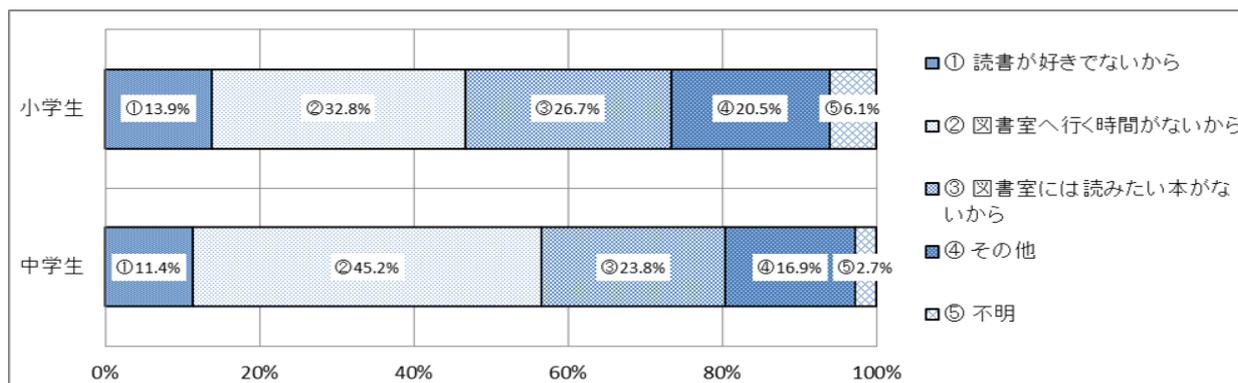
(小学生)

- 勉強をする
- 妹に読ませている
- 面白い本を探す
- 暇だから
- 委員会でつかう
- 静かな場所へ行きたいから

(中学生)

- 暇つぶし
- 委員会

問 12 (問9で②と答えた場合のみ) 学校の図書室を利用しないのはなぜですか？



「④その他」の主な回答

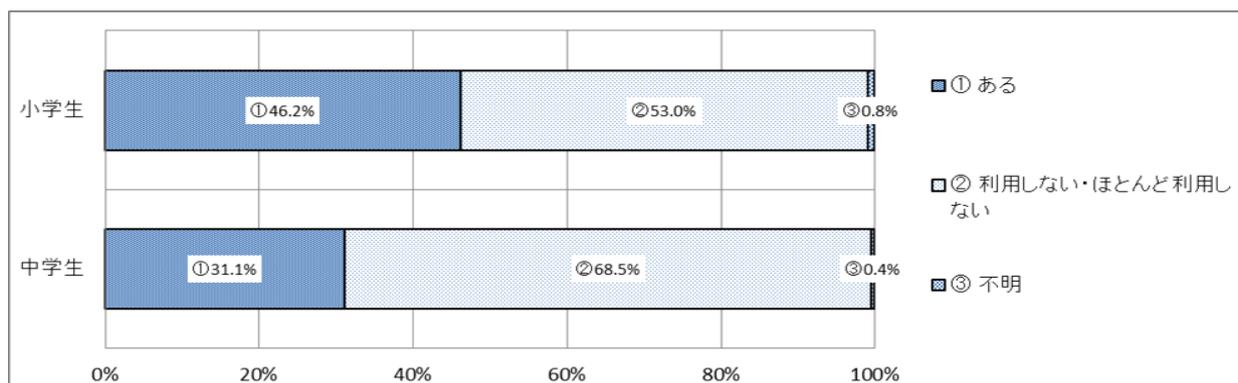
(小学生)

- ・他の遊びをする ・外で遊ぶから ・汚いから ・面倒くさいから ・持ってきた本があるから
- ・友達としゃべっているから ・本屋で買って読むから ・放課がもったいないから
- ・家にある本のほうが面白いから ・図書室はつまらない ・教室から遠いから ・低学年の本ばかりだから

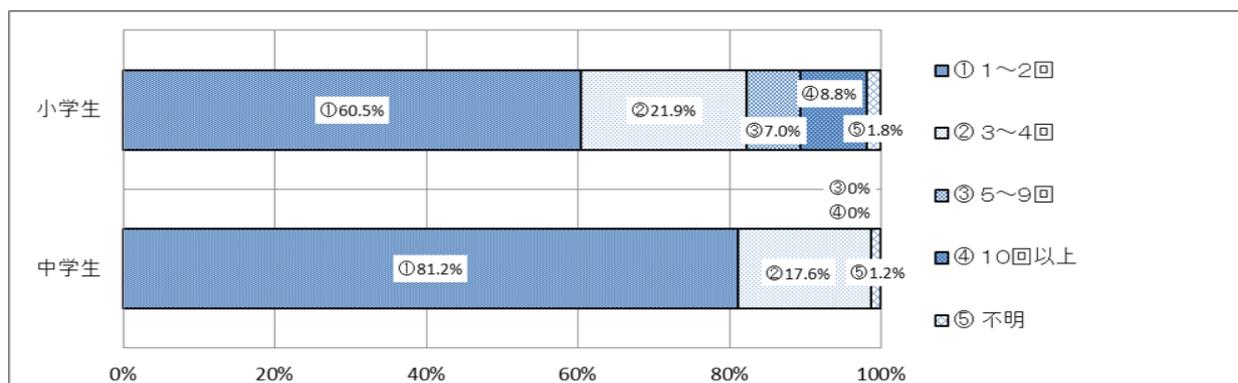
(中学生)

- ・人と話をしたいから ・自分で持っている読みたい本があるから ・他事をしたいから
- ・本は購入派だから ・返すのが面倒だから ・遠い ・行くのが面倒だから

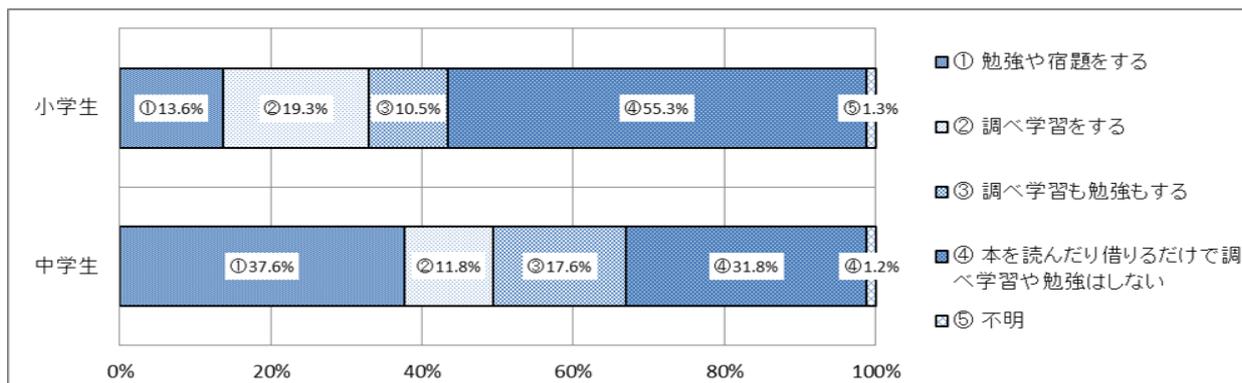
問 13 市立図書館を利用することはありますか？
(市立図書館とは、神守公民館分館、神島田公民館分館を含む。)



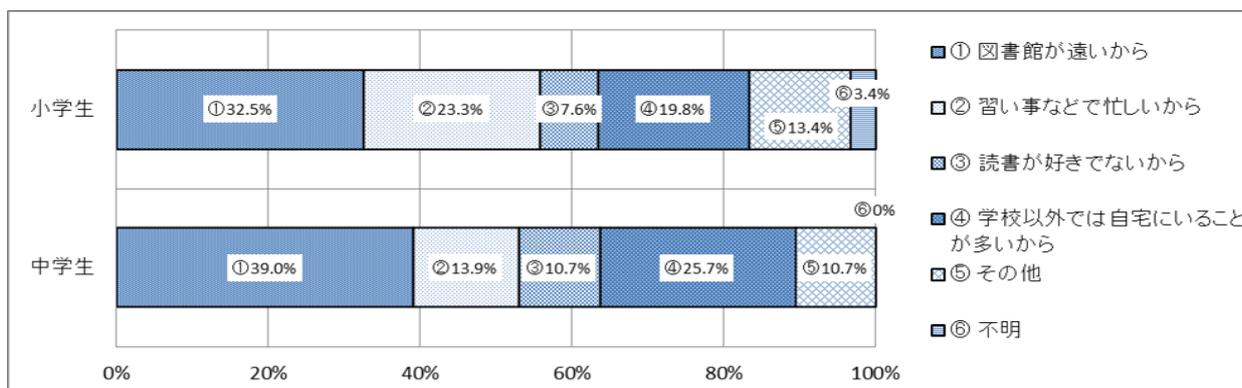
問 14 市立図書館を1ヶ月にどのくらい利用しますか？



問 15 市立図書館で「調べ学習」（学校で出された課題や調べもの）や、勉強をすることはありますか？



問 16 (問 13 で②と答えた場合のみ) 市立図書館を利用しない主な理由は何ですか？



「⑤その他」の主な回答

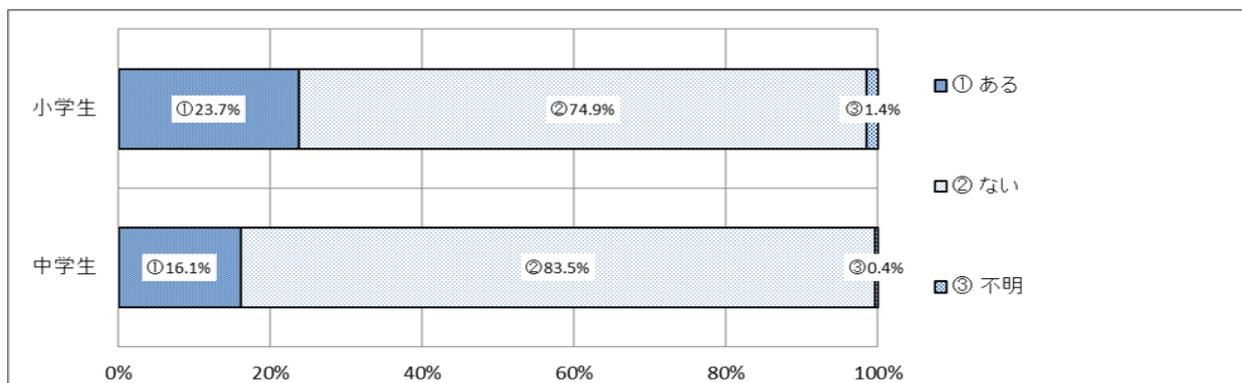
(小学生)

- ・どこにあるかわからないから
- ・遊んでいるから
- ・県立図書館へ行くから
- ・面倒くさい
- ・お母さんにダメと言われるから
- ・外で遊びなさいと言われるから
- ・行く時間がないから
- ・本が多くて選ぶのが大変だから
- ・いつも新しい本を買ってもらうから
- ・家に本があるから

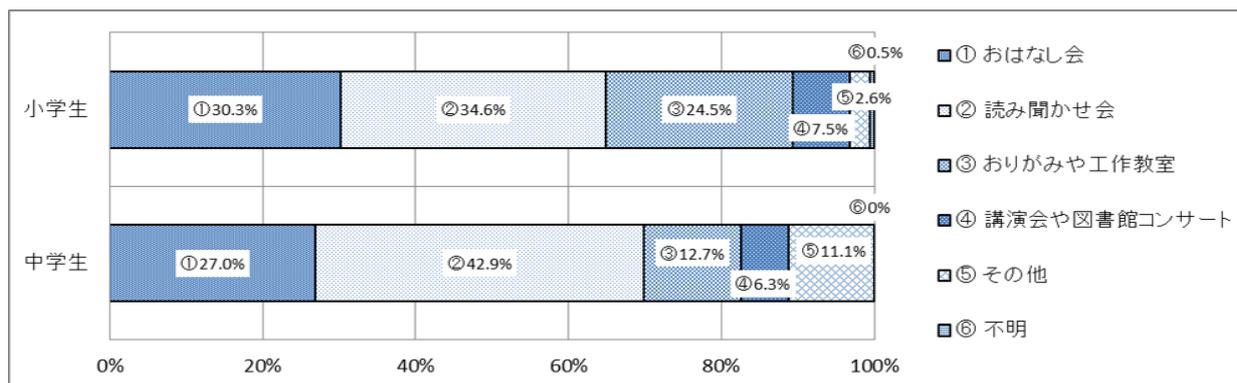
(中学生)

- ・面倒だから
- ・行く必要がないから
- ・どこにあるかわからない
- ・皆と会うのを避けるため
- ・家でゴロゴロしたいから
- ・読みたい本は持っているから
- ・静かにしないといけないから
- ・返すのが面倒だから
- ・友達と遊びたいから

問 17 市立図書館で開催している行事（朗読会など）に参加したことはありますか？



問 18 市立図書館でどんな行事に参加しましたか？（いくつでも）



「⑤その他」の主な回答

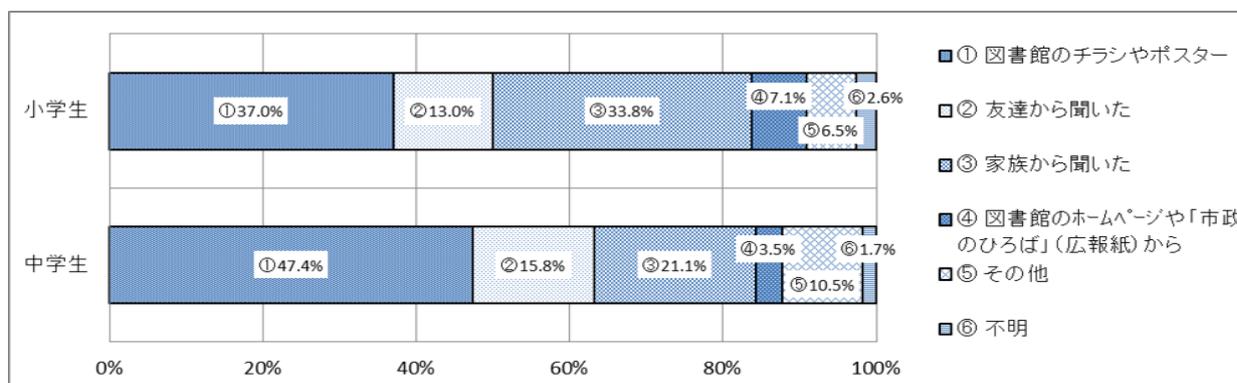
（小学生）

- ・映画
- ・クリスマス会

（中学生）

- ・一日図書館職員の体験

問 19 市立図書館での行事は何で知りましたか？（いくつでも）



「⑤その他」の主な回答

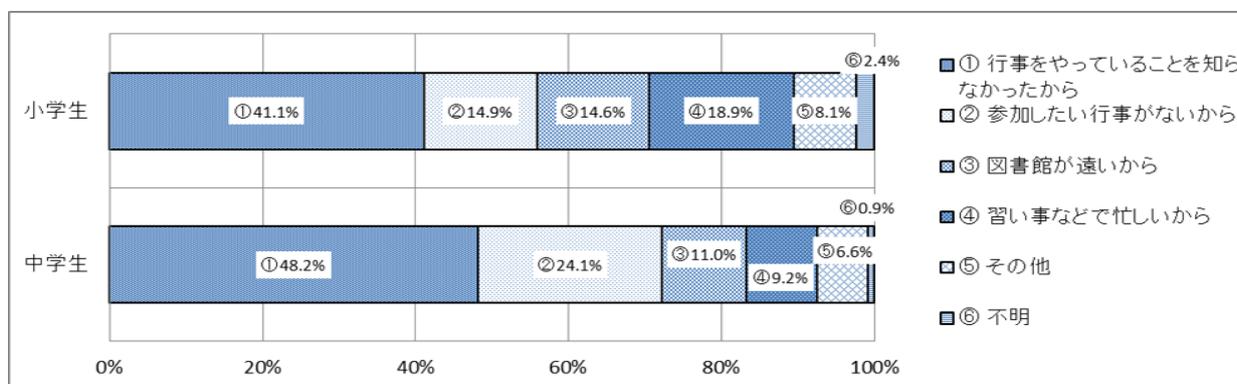
（小学生）

- ・たまたま行ったらやっていた

（中学生）

- ・「今からやりますよ」という掛け声
- ・たまたま行ったらやっていた

問 20 （問 17 で②と答えた場合のみ）市立図書館の行事に参加しない主な理由は何ですか？



「⑤その他」の主な回答

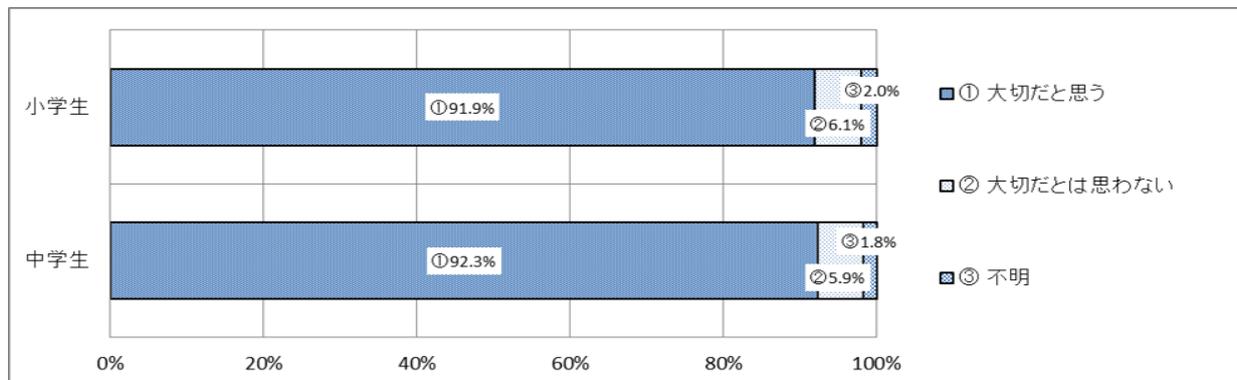
（小学生）

- ・家で遊ぶから
- ・行きたくないから
- ・その時間にはいないから
- ・つまらないから
- ・家のきまり
- ・面倒くさいから
- ・自宅にいることが多いから
- ・場所がわからないから
- ・興味がないから
- ・マンガのほうが面白いから

(中学生)

- ・面倒くさいから ・どこに図書館があるかわからないから ・家でゴロゴロしたいから
- ・一緒に行く人がいないから ・図書館には行かないから ・特に興味がないから
- ・他のことをしたいから

問 21 本を読むことは大切だと思いますか？



どのような理由からですか？（自由意見）

(小学生)

【大切だと思う】

- ・知らなかったことが知ることができる ・頭がよくなるから ・色々な情報が載っているから
- ・話をまとめるのが上手になる ・手間をかけて書いた本は大切 ・リラックスできる ・読む力がつくから
- ・想像力が豊かになり知識がもらえる ・国語力がつくから ・自分のためになる（読んで損する本はない）
- ・頭の回転が速くなる ・漢字の勉強になる ・本を読まないと言えないから ・想像力が膨らむ
- ・大人になった時に困ると思うから ・心が落ち着き勉強になるから ・みんなを笑わせたりできる
- ・図書館はみんなが本を読んでくれると思ってつくられたのです ・朝に本を読むと頭が働くから
- ・読書をすると自分が優しくなったり、賢くなったり、心の栄養になるから ・作者の思いが込められているから
- ・私は本が大好きです。本も読んでもらわないと悲しいです。心がスッキリして本に感謝しています
- ・面白いし、想像力が豊かになるし、夢をもてるから ・将来の夢を叶えるために役立つと思うから
- ・イメージトレーニングになるから ・生活に欠かせない大切なものだから ・集中力が高まる
- ・読みたい本がなかったらつまらない ・心が休んだりできる ・物語をつくるのが得意になった

【大切だと思わない】

- ・スマホとかで調べられるから ・目が疲れるから ・人生に関わらないから
- ・絵がなくて読んでつまらないから ・本を読まなくても生きていけるから ・どうでもいい
- ・本が嫌いだから ・マンガが一番だと思うから ・運動をしたほうが大切だから

(中学生)

【大切だと思う】

- ・色々想像できて楽しいから ・勉強にも活かせるから ・創造力が膨らむ ・文章力がつく ・心が落ち着く
- ・記憶力も上がり知識も増える ・心を豊かにしてくれる ・自分を成長させてくれる ・大切なことを学べる
- ・読み始めると最後まで読みたくなる、夢中にさせる本はすごいと思う ・自然と語彙力がついてくるから
- ・色々な考え方ができるようになる ・趣味としての楽しみが増える ・国語力がつく ・考え方を広げられる
- ・同じ本を読んだ人と話すと楽しい ・自分の世界が広がる ・本を読まないと言えない
- ・感性を豊かにする ・読み取り問題が解きやすくなる ・題名を見るだけで色々なことが学べる
- ・人生では体験できないことが本ではできる ・リラックスできて気持ちが楽になる ・文章問題に強くなる
- ・想像を膨らませることで違う世界にいれる気分になり、幸せな気分になり嫌なことも忘れられる
- ・読むことが速くなり物語の流れを捉えることが上手くなる ・知らなかった言葉の意味を知ることができる
- ・お気に入りの本を友達と教えあったりすると友達と話す機会が増える ・表現力が上がる
- ・相手の気持ちになって考えられるようになるから

【大切だと思わない】

- ・授業で読む本で十分 ・本よりも楽しく情報が多いものがあるから ・生きていくうえで必要ない
- ・自分が読みたければ読めばいい ・読んで読まなくても何も変わらないから
- ・別に本を読まなくても自分にとってプラスになることが特にないから ・大した問題ではない

子どもの読書活動の推進に関する法律

平成 13 年 12 月 12 日

法律 第 154 号

(目的)

第 1 条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第 2 条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第 3 条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第 4 条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第 5 条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第 6 条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第 7 条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第 8 条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これ

を国会に報告するとともに、公表しなければならない。

- 3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。
(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第9条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第10条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

- 2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第11条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

○ 衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

- 一 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。
- 二 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。
- 三 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。
- 四 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。

- 五 子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。
- 六 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

津島市子ども読書活動推進計画
(第三次)

平成 28 年 8 月

発行/津島市教育委員会
編集/津島市教育委員会社会教育課